郡山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年3月7日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第8号

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例(平成9年郡山市条例第31号)の一部を次のように改正する。							
改正後	改正前						
(準用)	(準用)						
第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条	第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条						
、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項(同項第7	、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項(同項第7						
号を除く。)及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの	号を除く。) 及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの						
規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、	規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、						
及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5	及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5						
項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開	項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開						
始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7に	始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7に						
おいて準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条	おいて準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条						
の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居	の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居						
した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項	した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項						
中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1	中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1						
項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見	項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見						
出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し	出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し						
」と、 <u>同条第1項各号列記以外の部分</u> 中「明渡し」とあるのは「使用許可」と、 <u>同条第1項本文</u> 中「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消							
を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」	の明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるも						
と読み替えるものとする。	のとする。						
別表(第3条、第54条関係)	別表(第3条、第54条関係)						
1 市営住宅	1 市営住宅						
名称 位置 棟数 戸数	名称 位置 棟数 戸数						

(略)				(略)	
希望ケ丘市営住宅	郡山市希望ケ丘地内	43	844	希望ケ丘市営住宅	₹
(略)				(略)	
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	46	792	小山田市営住宅	₹
(略)				(略)	
				道ノ窪第一市営住宅	₹
				大師前市営住宅	₹
				(略)	
2・3 (略)				2・3 (略)	

(略)			
希望ケ丘市営住宅	郡山市希望ケ丘地内	44	845
(略)			
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	<u>48</u>	800
(略)			
道ノ窪第一市営住宅	郡山市富久山町福原字道ノ窪53番地	1	2
大師前市営住宅	郡山市富久山町福原字大師前42番地	2	8
(略)			
O O (M/Z)			

附則

この条例は、公布の日から施行する。